

令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等を踏まえた「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について(令和4年局長通知)」の補足事項について(令和5年2月3日付 各都道府県・指定都市教育委員会教育長宛 文部科学省初等中等教育局財務課長・初等中等教育企画課長通知)【概要】

本通知の位置付け

令和4年12月23日に公表した「令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」結果等を踏まえ、**令和4年局長通知の内容を補足するもの。**

働き方改革に関する取組や時間外在校等時間の状況は**全体として改善傾向にあるものの、依然として長時間勤務の教師も多く、また、自治体・学校間の取組状況に差が見られ、更に取組を加速する必要がある。**

①勤務時間管理の徹底等について

- 学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針(以下、「**上限方針**」という。)等を地方公共団体の**条例や規則等へ可及的速やかに反映**(※1)(遅くとも令和5年度中)

※1 文部科学省「補習等のための指導員等派遣事業」に実施にあたり、従来から前提としている客観的な在校等時間の実施に加え、上限方針の規則等への反映も前提とする

- 所管に属する学校全ての教育職員の**在校等時間**(※2)の**把握の徹底**

※2 在校時間(休日・週休日を含む)を基本とし、下記(1)及び(2)を加え、(3)及び(4)を除いた時間

- (1) 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として**服務監督教育委員会が外形的に把握する時間**
- (2) 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク(情報通信技術を利用して行う事業場外勤務)等の時間
- (3) 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- (4) 休憩時間

- ICTの活用やタイムカード等による**在校等時間の客観的な把握が未実施の教育委員会に対する実施の徹底**(遅くとも令和5年度中)

等

②働き方改革に係る取組状況の公表等について

- **保護者や地域住民等の理解・協力**を得ながら働き方改革に係る取組を促進するため、ホームページ等における**働き方改革に係る取組状況の原則公表**(※3)

※3 文部科学省「補習等のための指導員等派遣事業」に実施にあたり、配置する学校の設置者である各教育委員会のホームページ等において、働き方改革に係る取組状況の公表も前提とする

等

③学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化について

- 「学校・教師が担う業務に係る3分類」(※4)のうち、**保護者や地域住民等の理解・協力**を得る必要のある取組の**学校運営協議会等における議題化の促進**
- 学校徴収金の取り扱いについて、事務職員が一括して管理する等の**教師が関与することがない仕組みの構築**

等

※4 「学校・教師が担う業務に係る3分類」

基本的には学校外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
① 登下校に関する対応 ② 放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③ 学校徴収金の徴収・管理 ④ 地域ボランティアとの連絡調整	⑤ 調査・統計等への回答等(事務職員等) ⑥ 児童生徒の休み時間における対応(輪番、地域ボランティア等) ⑦ 校内清掃(輪番、地域ボランティア等) ⑧ 部活動(部活動指導員等)	⑨ 給食時の対応(学級担任と栄養教諭等との連携等) ⑩ 授業準備(補助的業務へのサポースタッフの参画等) ⑪ 学習評価や成績処理(補助的業務へのサポースタッフの参画等) ⑫ 学校行事の準備・運営(事務職員等との連携、一部外部委託等) ⑬ 進路指導(事務職員や外部人材との連携・協力等) ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(専門スタッフとの連携・協力等)
※その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。	※部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。	

④ICTを活用した校務効率化について

- 多くの自治体で導入が進む**教職員間や学校・保護者等間における情報共有や連絡調整手段のデジタル化**において、「緊急時等における学校からの一斉連絡」、「保護者向けアンケート」に比べて**実施の少ない「欠席・遅刻連絡」及び「学校からの日常的なお便りのデジタル化の推進**

等

令和4年12月23日に公表した「令和4年度 教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」の結果等を踏まえ、学校における働き方改革を一層推進する上で、令和4年局長通知の補足事項についてお知らせします。

4 初財務第 14 号
令和 5 年 2 月 3 日

各都道府県教育委員会教育長
殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局財務課長

村 尾 崇

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

堀 野 晶 三

令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等を踏まえた「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について（通知）（令和4年1月28日付け3文科初第1889号初等中等教育局長通知）」の補足事項について（通知）

学校における働き方改革については、これまでも、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成31年1月25日）（以下「答申」という。）を踏まえ、文部科学省として、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付け30文科初第1497号文部科学事務次官通知）（以下「平成31年事務次官通知」という。）等により、取組の徹底をお願いしているところです。

また、令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等を踏まえ、特に留意いただきたい事項を整理して「令和3年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について（通知）（令和4年1月28日付け3文科初第1889号初等中等教育局長通知）」（以下「令和4年局長通知」という。）により通知したところです。

令和4年12月23日に公表した標記調査結果においては、答申に示す役割分担・適正化のための「3分類」に即した取組や関連する取組の全ての項目で実施状況が改善しており、時間外在校等時間の状況も全体として改善傾向にあります。一方、依然として長時間勤務の教師も多く、また、自治体・学校間の取組状況に差が見られ、更に取組を加速する必要があることから、令和4年局長通知の補足事項を下記のとおり整理しました。各都道府県教育委員会及び各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、本件について周知を図るとともに、働き方改革を進める上では校長の役割が大きいことから、校長がそ

の権限と責任を踏まえて適切に対応できるよう、必要な指示や支援等に努めていただきますようお願いいたします。

さらに、各都道府県教育委員会におかれては、本件について域内の市区町村が設置する学校に対して周知が図られ、校長がその権限と責任を踏まえて適切に対応できるよう配慮をお願いいたします。

記

1. 勤務時間管理の徹底等について

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）（以下「指針」という。）等を踏まえ、学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針（以下「上限方針」という。）等の各地方公共団体の条例や規則等への反映について、依然として対応を検討中としている教育委員会（条例の整備については都道府県10.6%（5自治体）、規則等の整備については都道府県2.1%（1自治体）、市区町村21.9%（379自治体））においては、遅くとも令和5年度中に反映が行われるよう可及的速やかに対応を図ること。未反映の教育委員会の状況については今後も随時フォローアップを行うとともに、未反映の教育委員会名を公表することもあり得るので、ご承知おき願いたいこと。

また、在校等時間の管理については、指針に定める対象等が網羅されていない場合が見受けられることから、指針に基づき、所管に属する学校全ての教育職員を対象に、在校時間（休日・週休日を含む）を基本とし、当該時間に下記(1)及び(2)を加え、(3)及び(4)を除いた時間を在校等時間として把握すること。

- (1) 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間
- (2) 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間
- (3) 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間
- (4) 休憩時間

服務監督教育委員会においては、指針の趣旨を踏まえ、これら在校等時間について、少なくとも月毎には把握するよう努めること。

なお、ICTの活用やタイムカードなどによる在校等時間の客観的な把握が未実施の教育委員会（176市区町村）のうち、令和5年4月以降から開始することとしているもの（120市区町村）については、遅くとも令和5年度中に開始できるよう、可及的速やかに対応を図ること。

各都道府県・指定都市教育委員会による「補習等のための指導員等派遣事業」の実施に当たっては、従来から前提としている客観的な在校等時間の把握の実施に加え、上限方針の各地方公共団体の規則等への反映も前提とすること。

2. 働き方改革に係る取組状況の公表等について

役割分担・適正化のための「3分類」に係る取組のうち、特に、学校において保護者や地域住民などの主体の協力を得る必要のある取組は、依然として実施を促進する必要があるものが多い状況にあることから、各教育委員会においては、原則として、自らのホームページ等において、働き方改革に係る取組状況を公表し、一層、保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら働き方改革に係る取組を進めること。

各都道府県・指定都市教育委員会による「補習等のための指導員等派遣事業」のうち「教員業務支援員配置事業」の実施に当たっては、配置する学校の設置者である各教育委員会のホームページ等において、設置する学校における働き方改革に係る取組状況を公表することを前提とすること。

3. 学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化について

「3分類」に係る取組のうち、「①基本的には学校以外が担うべき業務」等については、あらかじめ関係者間で役割分担についての共通認識を図ることが重要であり、特に、学校において保護者や地域住民等の理解・協力を得る必要のある取組については、学校運営協議会等の場において、積極的に議題として取り扱うこと。

学校運営協議会制度を導入していない学校については、保護者や地域住民の理解・協力を得ながら働き方改革を推進する観点からも、速やかに導入に向けた検討及び手続を進めること。

また、学校徴収金の取り扱いについては、各教育委員会の権限と責任において取組を進めることができるものについて、積極的に各教育委員会の事務として取り扱うこと。加えて、学校現場において教師が担っている場合には、「事務職員の標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例等の送付について（通知）」（令和2年7月17日付け2初初企第15号文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長・財務課長通知）別表第一等も踏まえ、事務職員が一括して管理する等の方法により、教師が関与することがない仕組みを構築する等の取組を進めること。

4. ICTを活用した校務効率化について

教職員間や学校・保護者等間における情報共有や連絡調整に係る手段のデジタル化については、都道府県・政令指定都市において90%以上、市区町村において80%以上で実施され、特に、「緊急時等における学校からの一斉連絡」、「保護者向けアンケート」は多くの自治体で実施されているが、「欠席・遅刻連絡」、「学校からの日常のお便り」については、実施が約半数に留まっており、一層推進する必要があることから、これらについても可能な限り書面によらずデジタル化することを通じ、教職員や保護者の負担軽減を図ること。

5. 本通知の位置付けについて

本通知は、令和4年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等を踏まえ、令和4年局長通知の内容を補足するものであり、

学校における働き方改革に係る取組の留意事項については、本通知のほか、令和4年局長通知及び平成31年事務次官通知等によるものであること。

本件担当：

【通知全般に関すること】

初等中等教育局財務課校務調整係

T E L : 03-5253-4111 (内線 3704)

E-Mail : ko-mu@mext.go.jp

【「1. 勤務時間管理の徹底等について」に関すること】

初等中等教育局初等中等教育企画課教育公務員係

T E L : 03-5253-4111 (内線 2588)

E-Mail : syoto@mext.go.jp